

【 手術 】

8 4 7 網膜光凝固術（網膜格子状変性）の算定について

《令和 8 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

網膜格子状変性に対する K276 網膜光凝固術「1」通常のもの（一連につき）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

網膜格子状変性は、網膜剥離の原因の一つとなるもので、特に硝子体の牽引が強い場合や片眼に網膜剥離の既往がある場合等においては網膜剥離を防ぐため網膜光凝固術の実施は有用であり、当該手術の算定がある場合、そのような症例である蓋然性が高いと考えられる。

以上のことから、網膜格子状変性に対する K276 網膜光凝固術「1」通常のもの（一連につき）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、網膜格子状変性に何らかのリスクファクター（反対眼に網膜剥離発症した場合や小円孔の存在等）が加わっている場合など、症状詳記等が記載されていることが望ましい。